

令和 5 年 3 月 31 日

生命傷害共済加入者の皆様へ

むさし府中商工会議所

新型コロナウイルス感染症に関する病気入院見舞金のお取り扱いについて

むさし府中商工会議所が運営しております「生命傷害共済」において、新型コロナウイルス感染症に関する国の方針を踏まえて、入院をせず、ご自宅、宿泊施設で療養された場合などであっても、入院とみなし、病気入院見舞金のお支払い対象とする特例措置（以下「みなし入院」）を行っていましたが、令和 5 年 4 月 1 日より以下の通り見直します。

1. 「みなし入院」に関する今後のお取り扱いについて

令和 5 年 4 月 1 日（土）より「みなし入院」は、新型コロナウイルス感染症の陽性判定日が令和 4 年 9 月 26 日（月）以降のものについて認めないこととします。

2. 見直しの理由

令和 4 年 9 月 26 日以降、政府指針において、新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の対象について、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定される事となり、更に 5 月からは感染症分類の 5 類引き下げが決定いたしました。

こうした状況変化を踏まえ、本所では猶予期間を設けておりましたが、令和 5 年 4 月 1 日をもって病気入院見舞金のお支払い対象を見直すことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後の法令改正や、その後の社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行う可能性がございます。その場合には、改めてご案内いたします。

以上

【本件担当】

むさし府中商工会議所 共済担当